

野田市障がい者等一時支援事業について

1 概要 障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護する家族の一時的な休息を図ることを目的とします。

2 対象者 野田市内に居住している者、または野田市が援護の実施者である者のうち、下記の要件に該当する者。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 事業の内容 利用者に対し、活動の場の提供、見守り、社会適応訓練等を行うものです。実施時間は原則午前 8 時から午後 8 時までとします。

4 支給決定 利用を希望する者は利用許可申請書を障がい者支援課へ提出し、審査後「野田市障がい者等一時支援事業利用決定（却下）通知書」を申請者に対し通知します。

5 事業者要件 障害福祉サービスの生活介護・短期入所、放課後等デイサービスの指定事業者（基準該当含む）

6 基本事項

- ・利用方法 利用決定通知書を受けている者と事業者の契約
- ・報酬算定基準 裏面【別表 1】参照
- ・利用者負担 原則 1 割
- ・利用者負担上限 障害福祉サービスの上限に準じる
- ・利用者負担上限の合算対象 移動支援、障がい者等一時支援、日常生活用具
- ・助成方法 事業所の代理受領

7 その他 サービスを提供する場合、利用者と事業所の間で契約をしてください。契約を交わした場合、速やかに市へ契約内容報告書を提出してください。

【別表 1】

利用区分	利用時間	単価
身体障害者手帳 1 級または 2 級の肢体不自由および療育手帳④～A2 の両方に該当する者その他これに準ずる者（重度）	6 時間以上	10,040 円
	4 時間以上 6 時間未満	7,530 円
	4 時間未満	5,020 円
上記以外の者（一般）	6 時間以上	5,020 円
	4 時間以上 6 時間未満	3,765 円
	4 時間未満	2,510 円

加算	条件	対象者	単価
食事加算	1 日につき 1 回	食事の提供を受けた利用者のうち低所得者	420 円
入浴加算	1 日につき 1 回	入浴を利用したすべての利用者	400 円
送迎加算	1 日につき 2 回まで	送迎を利用したすべての利用者	片道 540 円

【請求方法について】

請求に必要な書類は請求書、明細書、実績記録票です。原則として明細書と実績記録票（写し）はメールで、請求書は紙媒体（代表者印を押印）でサービス提供月の翌月 10 日までに障がい者支援課にご提出ください。

【その他】

請求書類（実績記録表の原本を含む）は請求年度を含め 6 年間保管していただくようお願いします。